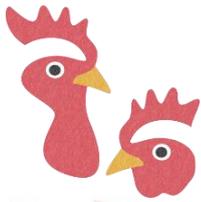


2020年 4月24日発行

家畜衛生だより



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）

〒370-0074 高崎市下小島町 233

TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

★新年度ご挨拶

令和2年4月1日付けで西部農業事務所家畜保健衛生課長に着任いたしました須藤です。

日頃から家畜保健衛生及び畜産振興に係る事業推進に対し、御理解と御協力をいただき、改めてお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒薬をはじめとする衛生資材の入手が困難な状況にありますが、生産者及び関係者の皆様には、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜の伝染性疾病侵入防止に努めていただくとともに、万が一、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

新体制のもと一つ一つの課題に真摯に向き合い、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止、生産性の向上等、畜産振興に職員一丸となって取り組んで参りますので、更なる御理解、御協力をお願いいたします。

西部農業事務所家畜保健衛生課長

（西部家畜保健衛生所長） 須藤 慶子

★国内における高病原性・低病原性鳥インフルエンザ発生状況

国内では11月から12月に野鳥の糞便からH5亜型（低病原性）が検出されたものの、家きんでの発生は確認されていませんが、渡り鳥が北の営巣地に帰る5月頃までは引き続き警戒が必要です。鶏舎内への野鳥や小動物によるウイルスの持ち込みを防止するため、防鳥ネットの破損、集卵ベルトや排水溝の開口部は確実に塞いでいた

だくようお願いします。 また、農場内で異状が認められた場合には、速やかに当所までご連絡をお願いします。

野生動物からの病原体の侵入防止対策事例



集卵・除糞ベルトの開口部の隙間対策



除糞ベルトの排出口にシャッター



排水溝等からの侵入防止対策（鉄格子の設置）



バーコンベアの周囲に防鳥ネットを設置



平飼養鶏場における防鳥ネット設置事例

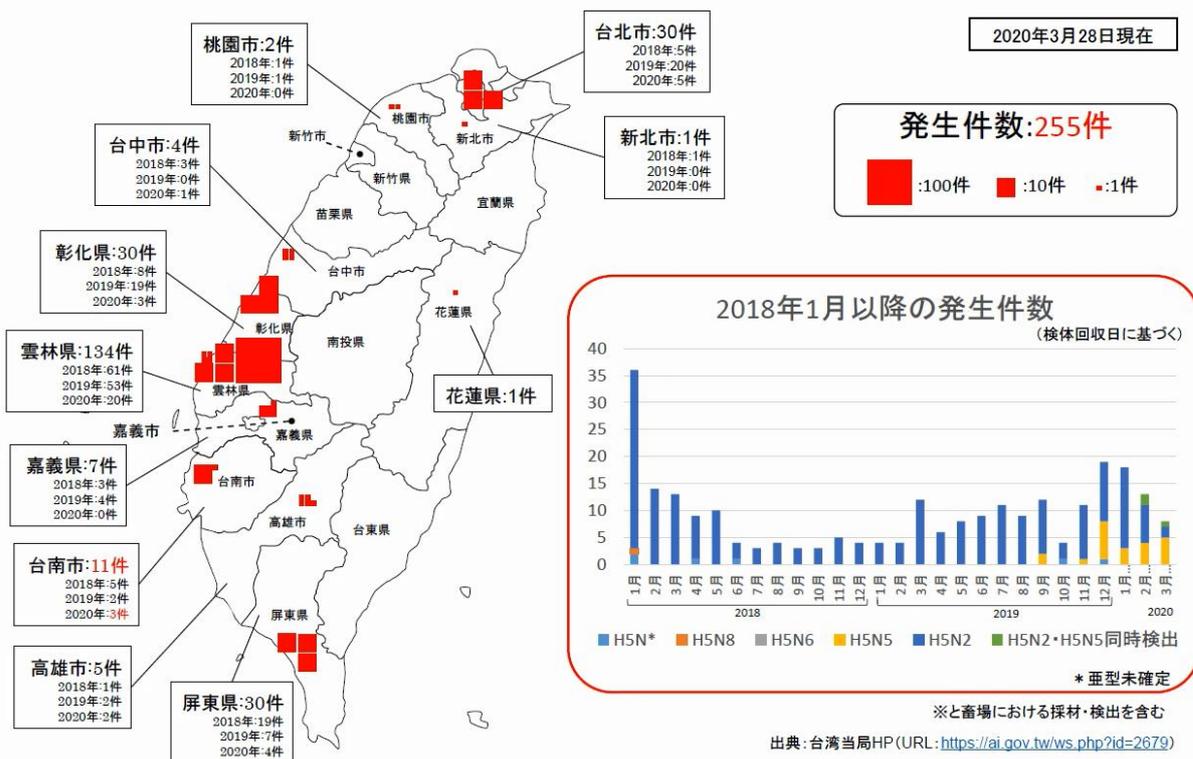
<県内野鳥糞便中の鳥インフルエンザウイルスモニタリング>

11月から、三ツ寺公園（高崎市）、波志江沼（伊勢崎市）、大谷幹線遊水池（太田市）の県内3か所で野鳥糞便中のインフルエンザウイルスのモニタリング検査をしたところ、現時点まで、鳥インフルエンザウイルスは検出されていません。

★アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況

2020年に入り、アジアや欧州で鳥インフルエンザが発生しています。欧州では少なくとも7か国の家きんや展示動物においてH5N8亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、また、台湾でもH5亜型（H5N2、H5N5）の高病原性鳥インフルエンザが継続しています。発生地域には行かないように、またやむを得ず行かれる場合には、畜産施設には立ち寄らず、帰国後1週間は衛生管理区域に立ち入らないようにご注意ください。

台湾の家畜における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年1月以降)



★家畜伝染病予防法が改正されました

国内で26年ぶりに発生が確認された豚熱が、野生イノシシによって広域に拡散したことや、アフリカ豚熱等の悪性伝染病の国内侵入リスクが高まっていることから、家畜伝染性疾病の発生予防とまん延防止を図るため、令和2年4月3日、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」が公布されました。今後、具体的な内容が記載される省令等の改正が予定されています。

【主な改正点 (施行期日: 公布日 (令和2年4月3日) から3月以内)】

消毒義務

衛生管理区域に入る者への義務から出入りする者への義務に変更

野生動物対策

野生動物の悪性伝染性疾病調査と経口ワクチン散布を法に位置付け

責任者の選任

家畜の所有者と管理者が別の農場では、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理に係る責任者を選任

予防的殺処分

口蹄疫に加えてアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象に追加
野生動物での発生時にも実施可能

飼養衛生管理に関する罰則強化

改善命令に従わなかった場合の罰則

検疫強化

輸出入検疫の強化と罰則強化

★産業廃棄物管理表(マニフェスト)の提出について

平成31年4月から令和2年3月までに交付されたマニフェスト伝票を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により1年分の実績を取り纏めて、下記提出先へ2020年6月末までに各自でご提出ください。なお、マニフェスト伝票については、**5年間の保存**が必要です。

< 提出先 >

高崎市	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1 TEL：027-321-1325
その他の市町村	西部環境森林事務所 〒370-0805 高崎市台町 4-3 TEL：027-323-5530

★ハエ対策はお早めに

ハエの発生により「生産性の低下」「衛生面の悪化」「近隣とのトラブル」が考えられます。気温が上昇すると産卵された卵が次から次へと成虫になるため、爆発的に増えていきます。暖くなる前に、早めの防除対策を始めましょう！！

効率的な駆除には「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

1. 環境対策

- 水分と幼虫の食べ物がある場所は、ハエの発生源になります。ふん尿や食べ残しなどは、こまめに除ふん・清掃を行いましょう。
- 乾燥した場所ではハエの卵は死滅します。換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょう。

2. 殺虫剤の使用

(幼虫)

- 幼虫の発生する場所にIGR剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除します。一般的に幼虫は成虫の倍いると言われており、薬剤散布は幼虫対策から取り組むとより効果的です。

(成虫)

- 発生した成虫には殺虫剤を散布します。即効性がありますが持続性がなく、複数回の散布が必要なため労力がかかります。また、同じ系統の薬剤を繰り返し使用していると効果が出にくくなるため、異なる系統のもの（ピレスロイド系・有機リン系薬剤）をローテーションで使用してください。

★堆肥による農作物のクロピラリド被害について

海外で使用されている除草剤成分（クロピラリド）が残留した輸入飼料（粗飼料、穀類、ふすま等）を家畜に給与すると堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が発生することがあります。県内においても近年、堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる生育障害が確認されていますので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。

- ・輸入飼料を購入する際は、購入先にクロピラリド使用の有無を確認しましょう。
- ・クロピラリド残留の可能性がある堆肥を販売する場合は、被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えましょう。

被害を受けやすい作物：ナス科、マメ科、キク科、セリ科作物等

被害を受けにくい作物：イネ科、アブラナ科作物、果樹等

★定期報告書の提出について

2020年定期報告の提出はお済みでしょうか？まだ提出されていない方は、早急に西部家畜保健衛生所へ提出してください。

提出されない場合、農場で伝染病が万が一発生してしまった際に迅速な防疫処置がとれない上に国から支給される手当金が減額または不支給となる場合がありますので注意してください。

★西部家畜保健衛生所の新体制について

4月の人事異動により以下の転出・転入がありました。どうぞよろしくお願ひします

新体制		転出者
所長（課長） 次長	須藤慶子（中部家畜保健衛生課） 松浦 俊幸（吾妻肉牛繁殖センター）	高橋 正博（定年退職） 浅田 勉（畜産試験場）
環境衛生係	係長 阿部 有希子（農林大学校） 主幹 山田 光輝 技師 藤澤 望	野末 紫央（所内移動）
防疫係	係長 野末 紫央（所内環境衛生係） 副主幹 瀧澤 光華 技師 清水 誠之（浅間家畜育成牧場） 技師 小材 怜子（新規採用） 主幹専門員 松村 一男 主幹専門員 木暮 幸博（中部家畜保健衛生所）	山田 真（吾妻家畜保健衛生所） 下田 優（鳥獣害対策支援センター） 今井 文（浅間家畜育成牧場）

新体制：アンダーラインが転入者、（ ）内は、旧所属です。転出者の（ ）内は、転出先です。

畜種別主担当(防疫係)

- 牛 : 瀧澤
- 豚 : 清水
- 鶏 : 小材
- 蜂 : 松村
- 馬・綿羊 : 木暮

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

畜産業を既に廃業された方に本日よりが届きましたら誠にお手数ですが、当所までご一報ください。

